

奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業
-公募型プロポーザル実施要領-

1. 事業の目的

奈良県は、令和 7 年 3 月に策定した「奈良県脱炭素戦略」の中で、J-クレジットの活用促進を掲げている。このたび、域内の脱炭素化を促進するため、県内に太陽光発電設備等を導入したことによる CO₂ 排出量の削減で得られた価値（以下「環境価値」という。）を取りまとめ、J-クレジット制度に基づきクレジットを創出及び販売する「奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業（以下「本事業」という。）」を開始する。

また、本事業において、当該クレジットを創出及び販売する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定することとし、実施方法等の必要な事項をここに定める。

2. 事業の概要

（1）事業の名称

奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業

（2）事業の内容

環境価値を取りまとめ、J-クレジット制度に基づきクレジットを創出及び販売すること、及び、販売収益の一部を県又は太陽光発電設備等の設置者に還元すること。

なお、本事業の詳細は、別紙「奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

（3）事業の期間

当該クレジットの創出の日から 8 年間とする。なお、期間終了後の取り扱いについては、県と協議のうえ決定する。

3. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- （1）日本国内に本社があり、本事業の実施体制を有していること。
- （2）J-クレジット制度における適用方法論のうち、「EN-S-001 ボイラーの導入」、「EN-S-006 照明設備の導入」及び「EN-R-002 太陽光発電設備の導入」に関する登録プロジェクト（プログラム型）を有していること、又は、公募開始時点において、J-クレジット事務局へプロジェクトの登録申請を行っていること。
- （3）奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- （4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) 県税及び消費税を滞納していないこと。
- (8) 法人格を有し、本事業を円滑に遂行する能力があること。

4. 参加資格及び企画提案に関する質問

本要領、仕様書及び奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ－クレジット創出連携事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準（以下「審査基準」という。）に関する質問があるときは、以下のとおり質問書を指定期限必着で提出すること。

(1) 受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月17日（火）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書【第1号様式】に質問内容を記入し、FAX又は電子メールにて送付すること（到達確認のため、送付後に電話連絡すること。ただし、審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話による質問は受け付けない。）。

(3) 提出先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

電話：0742-27-8031

FAX：0742-27-5280

電子メール：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(4) 質問への回答

令和7年2月20日（金）までに、回答を県ホームページへ掲載する。

5. 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり提出書類を指定期限必着で提出すること。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格について審査し、その結果を通知（企画提案書提出依頼又は非選定通知）する。非選定通知を受けた者は企画提案書を提出することはできない。

(1) 受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月25日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

5. (4) の提出書類に記入し、FAX又は電子メールにて送付すること（到達確認

のため、送付後に電話連絡すること。)。

(3) 提出先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

電話：0742-27-8031

FAX：0742-27-5280

電子メール：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(4) 提出書類

・参加申請書【第2号様式】1部

・事業者概要調書【第3号様式】1部

※補足する事項があれば、任意様式により提出可

・納税に関する証明書（発行からから3か月以内のもの。）1部

※県税及び消費税の完納を証明する書類又はその写し

6. 企画提案

企画提案書提出の依頼を受けた者（以下「審査対象者」という。）は、以下のとおり企画提案書を指定期限必着で提出すること。提出方法は持参又は郵送に限る。郵送による場合は、簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

(1) 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年3月3日（火）午後5時まで

（持参の場合は開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

(2) 提出先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎主棟2階

(3) 提出書類

・企画提案書（任意様式）正1部、副6部

7. 最優秀提案者の選定

県が別に定める委員により組織された「奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ-クリケット創出連携事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、下記のとおり選定する。

(1) 審査

審査委員会は、企画提案書等について、審査基準に基づき書類による審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

(2) 結果通知

審査結果は、全参加者に通知する。

8. 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届出書（第4号様式）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により所管課（脱炭素・水素社会推進課）へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで電話連絡すること。

9. 連携協定締結について

県と本プロポーザルにおける最優秀提案者は、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、連携協定を締結する。また、実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、協議したうえで決定する。

なお、協議が整わない場合は、次点提案者と同様の手続きを行う。